

事 務 連 絡

令和 4 年 8 月 26 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（周知）

日頃より、社会福祉法人制度の円滑な施行に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）により、会社の支店の所在地における登記が廃止されることを踏まえ、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第二百四十九号。以下「整備政令」という。）による組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）が改正され、令和 4 年 9 月 1 日から施行されることとなりました。

これにより、社会福祉法人の従たる事務所の所在地における登記も廃止されることとなることから、その施行に伴う事務の取扱いについて、下記のとおり周知いたしますので、ご了知いただくとともに、各所轄庁におかれましては、管内法人に対する周知をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 整備政令の施行により、社会福祉法人の従たる事務所の所在地における登記義務が廃止されること
- 2 従たる事務所については、本改正により廃止されるわけではなく、整備政令の施行後も定款の記載事項であること。

- 3 整備政令の施行後、従たる事務所の設置、移転又は廃止など登記事項に変更がある場合は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において登記を行う必要があること。このため、従たる事務所の所在地は、法人の登記事項証明書によって確認ができること。